貴族とは何か-西ヨーロッパ中世の場合-

江川 温 大阪大学

マルク・ブロックは1939-40年に刊行された彼の『封建社会』の中で、以下のように述べている。「貴族 (noblesse) の名に値するには、二つの条件を兼ね備えなければならない。まず第一に、貴族が主張しているところの優越性を確認し、具象化する固有の法的身分をもつこと、第二にこの法的身分が血統を通じて伝えられること。」こうした貴族を彼は「法的貴族」と呼ぶ。そして彼によれば、西欧でこのような意味での貴族身分ができてくるのは12世紀以降であり、はっきりした形をとるのは13世紀になってからである。封建時代第一期全体、並びにそれに直接先行する時期、つまり7、8世紀から11世紀までは、西欧社会は貴族身分なるものを知らない。しかしそれは、その時期の社会が平等主義的であったということではない。

中世社会に先行するローマ帝国の社会と古代ゲルマン社会にはいずれも、法的貴族がいた。つまりローマ帝国には元老院議員階級があり、帝国の高位官職を世襲的に保持していた。家系がこの階級に起源することは初期中世のローマ人たちにとっても、なお大きな誇りであった。古代ゲルマン社会にも「エーデリンゲ」(edelinge)や「アーデレンク」(adelenc)と呼ばれる特権的な階層があった。彼らは、初期中世のゲルマン諸法典では、流血事件が賠償で解決される際に、命の値段をとりわけ高く見積もられることになっていた。しかしこのふたつの身分は初期中世に消滅した。7世紀から9世紀にも権門(aristocratie)はあり、それを支えたのは富と国王への奉仕であった。これらも多くの場合父から子へと伝えられたが、急激な上昇と失墜の可能性を含んでおり、集団の内容はかなり流動的であった。

封建社会第一期(10,11世紀)にはこの集団の一部の後継者に小領主からの「成り上がり」 家系が加わって国王や諸侯の階層を作る。彼らの下には一般の戦士として活動する小領主の階層があった。これら大小の戦士的領主たちには遠い先祖を誇るような意識はなかった。この特質から見ても彼らを語の本来の意味で「貴族」と呼ぶことは憚られる。それでも11世紀ごろには、生活スタイルの共通性から、彼らの中にひとつの階級に属しているという意識が生まれてくる。「ノビリス(貴族の、貴族)」という形容詞は中世初期にはさまざまな意味で用いられたが、11世紀には戦士的領主階級全体を指すようになる。こうして11世紀ごろには「事実としての貴族」が生まれた。

ブロックによれば、12世紀以降にこの「事実としての貴族」が「法的貴族」に変わっていく。彼はここでは、もっぱら戦士的領主階級の底辺において他の階級との間に形成される障壁に注目している。その際に大きな役割を果たすのが騎士制度であるという。最初の段階では、戦士的領主階級の成人男子のほとんどが「騎士叙任」を受けるようになる。次の段階では、先祖に騎士を持つ人間が騎士叙任に相応しいという観念が強まり、先祖に騎士を持たない人間を

騎士にすることにさまざまな制限が設けられる。最後の段階で騎士の子孫が明確に「法的貴族」として定義されるのである。こうした貴族身分形成のパターンはフランス、ドイツにおいて見られたものである。イングランドでは戦士的領主層のごく一部の上層部のみが政治的特権を持つ「議会貴族」(peerage)となり、残りは社会的には優越的地位を保ちながらも身分的には庶民である「貴紳」(gentry)となった。

今日では、ブロックのこうした見取り図に対し、かなりの批判が行われている。とりわけ中世初期から封建時代に関する見方への批判が激しい。たとえばドイツとフランスの封建社会を比較しながら精力的に発言を続けるカール=フェルディナント・ヴェルナーは、次のように主張する。ある血統に連なる者が優越的地位や特権を得ている場合はそれを貴族(Adel)と呼ぶことができる。しかしそれは必ずしも法によって定められる必要はない。身分や特権が統一国家の法によって与えられることは、すでに貴族の力の衰退の印である。なぜなら、そうした国家の枠組みができる前から貴族は存在しているからである。

彼によれば、初期中世においてすでに貴族は存在した。そしてこの時から封建時代の末期 (13世紀ごろ)まで、貴族は閉鎖的集団として連続している。具体的に言えば、血統が連綿として連続しており、またそのことへの自覚を含めて強力な貴族意識が一貫して存在している。封建時代の前半においては戦士的領主階級の上層部のみが貴族であった。より下層の部分は徐々に貴族に接近し、13世紀以降にようやく貴族に同化していくのである。

ここではこの二つの見取り図を対比しながら、いくつかの論点について研究の動向と私の意見を述べたい。まず貴族の定義についてであるが、それが特権的地位を事実上血統を通じて保持する階級であることについては、異論の余地はないだろう。しかし当然のことながら、この階級の性格はそれを包み込む政治支配体制のありようと関係している。西ヨーロッパでは13世紀から15世紀にかけて、王国や領邦規模で貴族身分の輪郭が法的に定められるようになった。特権の内容や地位の伝達についてのルールが明示的なものになるのはこの段階である。これに対して中世初期からこの時期までの支配階層の地位は、法的制度ではなく、もっぱら政治的、経済的、社会的な力関係によって定められていたといえよう。ブロックとヴェルナーは異なった方向からではあるが、ともにこの区別に言及している。「権門」「事実としての貴族」「法的貴族」といったことばを使い分ける必要があるかどうかはともかくとして、この区別を意識しておくことは重要である。

それでは、中世初期から12世紀ごろまで、支配階層はどのような身分意識を持っていたのか。大陸ではメロヴィング期、カロリング期には聖俗の重要な官職を継起的に占有する複数の親族集団が認められる。ブロック以降の諸研究は、こうした階層の地位を支えたのが「高貴な出自」という広く共有された観念であったことを強調している。そして同時代の多くの史料がこの見方を跡づけている。それらの史料は、ある個人の出自を称賛するのに著名な先祖や有力な親族の名を挙げており、また人を支配するような地位には「高貴な生まれ」の人間が相応しいという思想を繰り返し述べている。この点では、すでに多くの研究者が指摘しているように、ブロックの見解は修正されねばならない。これらの親族集団に「貴族」という名辞を用いることは妥当であると考えられる。

しかし当時の「貴族性」の観念には相対性が強いというブロックの見方もまた確認することができる。ひとりの人間を「貴族」(nobilis) と呼ぶかどうかは状況次第であった。10世紀初に西フランク王国のシャルル単純王はロレーヌ出身のハガノンなる人物を重用した。これに対して、王国の有力者たちは「あたかも王国に貴族がいないと言わんばかり」の政治姿勢だと批判したという。この場合の「貴族」は「国王側近としてふさわしい」出自を意味する。他方では農民レベルの自由人が教会への土地寄進文書において「貴族」と呼ばれていた。当時の支配階級は、さまざまな理由による「貴族性」の度合いによって序列化されているといえよう。そしてこのような「貴族性」は男系でも女系からでも受け継ぐことができた。この点については後述する。

次に、支配階層の上層は中世初期から12世紀ごろまで、どの程度血統の連続性を保っていたのかという問題がある。11,12世紀の叙述史料はこれについて明確な答えを与えない。当時のいわゆる家門史では家門の男系の祖はしばしば出自不明の英雄とされているのである。この問題を考える際には、ひとつの非常に大きな困難がある。11世紀ごろまで西ヨーロッパの人名には、親子系統で継承する姓がないのである。しかしこの欠如をある程度補う要素もある。個人名、あるいはその一部が、多くの場合血統のつながりに沿って継承されたのである。(ゲルマン人の個人名は一般に二つの要素の組み合わせである。中世初期にはこのうちの一要素を親族から継承する例が目立つが、カロリング時代以降は名前全体の継承が広く行われるようになる。)したがってある家族の構成員の名前群と別の家族のそれとに共通性が見いだせる場合、さまざまな史料が与えるその他の情報と組み合わせるならば、両者の親族関係の推定がある程度まで可能である。こうした作業は19世紀から行われており、現代でもヴェルナーらが積極的に用いている。

ヴェルナーはメロヴィング期の貴顕集団からカロリング期のそれへの強い連続性を主張しているが、これはもっぱら個人名あるいはその要素の共通性だけに依った見方であって、推論の域をでない。一般的にはカロリング家の上昇とともに、その出自の地であるライン・モーゼル川流域からいくつかの親族集団がフランク王国全体に進出し、「帝国貴族層」の中核を形成したと考えられている。これに対してカロリング期から封建時代にかけての連続は、現在すでに定説であるように思える。ドイツでは長年の研究蓄積によってこの時期の権門の連続の主張は一般に認められている。またフランスについても、ヴェルナーがフランスのロワール地方を対象に、9世紀と10世紀の間で、伯、副伯から領邦諸侯へ、国王直属封臣その他の有力領主から城主層への連続性を証明した諸研究は、名前だけでなく土地や支配権の継承も裏付けており、説得力があって高く評価された。

しかし注意すべきは、個人名が男系のみならず女系を通じて継承される場合がよく見られることである。名前に限らず、土地財産も部分的には女性を介して相続される。息子がなく娘がいる場合には、支配権や財産は娘の夫に移るのが原則である。こういう条件下では、同一の名前のグループが世紀を隔てて見いだせるとしても、両者が勢力として連続しているということは必ずしも断言できない。その間に新勢力が現れ、旧勢力の女性を妻にして支配権を獲得していく可能性がありうるからである。コンスタンス・ブリテン・バウチャードはこの点をついて、

かつてマルク・ブロックが述べた「成り上がり者」の参入という説を擁護している。11,12世 紀の家門史に現れる出自不明の開祖こそ、この「成り上がり者」であるというのである。

さらに注意しなければならないことがある。カール・シュミットやジョルジュ・デュビイに従えば、カロリング時代の権門はまだ世代を越えて手つかずで継承される所領や支配権を持っていないので、その親族構造には男系系族を核とする家門としてのまとまりは存在しない。ただ個人を中心に男系、女系が横に広がった共系的な親族関係のみが認められる。姓が存在しないのもこのためである。また上記のように、人が必要に応じて男系・女系の区別なく高貴な出自を主張しやすかったのもこのためである。これに対して10世紀以降では権門は上層部から順に特定地域の支配権の男系単系系族による世襲を実現し、この系族を核とする家門を確立した。この時点から私たちは権門の系譜を比較的容易に作成することができるのである。こうして11世紀までに家門を確立した諸侯や城主の階層については、一般的に言えばカロリング時代の権門との血統の連続が認められるが、9,10世紀には新人の参入の可能性もあり、また親族構造の大きな変化があったことが推定される。したがって私たちは単純な連続説を支持することはできない。

次に問題になるのは、11世紀以降の戦士的領主階級と貴族意識の関係である。すでに述べたようにブロックは、11世紀以降この階級全体がある種の同身分意識を共有していたと主張した。これに対しヴェルナーはこの階級は貴族と非貴族から成っていたと考えた。これについては両者がそれぞれ研究の主なエリアとしたフランスとドイツの違いをまず指摘することができる。ドイツでは戦士階級の下層は非自由の隷属民と見なされていたからである。

しかし、フランス各地について行われた地域研究は問題がより複雑であることを教える。 ジャン=ピエール・ポリーとエリク・ブルナゼルは、戦士的領主階級の社会的地位を①諸侯・ 城主、②村の小領主、③自立可能な土地財産を持たない家中戦士に分けた上で、11,12世紀の 各地の証書に登場する人物の肩書きと社会的地位の関係についてまとめている。まず南フラン スでは、すべての戦士的領主に「騎士」(miles)という肩書きを与え、その上で①を「より貴 族的な騎士」「殿にして騎士」などと形容して区別する形が一般的であるのに対して、北フラ ンスでは①のみを「貴族」(nobilis) あるいは「殿」(dominus) と呼び、②と③を「騎士」 と呼ぶ傾向が強い。中部フランスは概して中間的な形態(①、②を「貴族」と呼ぶ一方で②、 ③を「騎士」と呼ぶ)を示すが、クリュニー修道院のあるマコネ地方は顕著に南フランス型を 示す。ここから彼らは、諸侯と城主を貴族として他の集団から差異化しようとする傾向と、戦 士階級をおしなべて「騎士」とみなそうとする傾向―それはクリュニー修道院に始まり、その 修道制の発展とともに南フランスに拡大した) ―を見いだしている。クリュニー派の思想では、 すべての戦士たちは王に代わって教会を守り、貧者を助けることで、神に仕える「騎士」とな るのであって、社会的地位は副次的な問題なのだ。こうして私たちは、戦士的領主階級の中の 階層差は確かに意識されていたが、それを捨象するような身分イデオロギーも11世紀ごろか ら力を持ち始めていたことを知るのである。

ドイツでは自由身分の「貴族」と隷属身分の戦士=役人である「家人」((Dienstmann)の間には越えがたい断絶があるようにも見える。後者には原則的に移住の自由はなく、集団外の

人間と主君の許可なく結婚することも禁じられている。財産相続にも主君の許可を買い取る必要があるのである。しかしこのような隷属関係を過度に重視して、ドイツ社会の特異性を強調することは必ずしも当を得ない。彼らは主君の領主裁判権には服さず、公的裁判に服した。また彼らの地位は慣習法によって保証されており、たとえば主君から封土が与えられない時には他の主人を持つことも認められた。複数の主君を持つ者も見られる。フランスの家中戦士や小土地受封者で主君の役人として働いた者の地位は実質的にドイツの家人とどれほど違うだろうか。要するに家人制は封建的主従制のひとつのヴァリアントー主君と家臣の力関係の不均衡により、家臣の従属性が突出した類型ーに過ぎない。「自由」と「隷属」の区別を重視するドイツ法制の中で、その従属性が隷属民のそれになぞらえられたと見ることができる。実際には自由人戦士層に出自するものでも家人となるものがあり、家人という地位は不名誉とは見なされていなかったのである。まもなく騎士制度が自由人「貴族」戦士層と「家人」を連結することになる。

それでは戦士的領主層の身分的一体化と「法的貴族」への変化はどのような条件のもとで進行したのか。まず前提として当時の戦士たちの親族意識に触れておく必要がある。10-12世紀には男子系族を核とする家門の形成が見られたことは先に述べたが、個々人の親族意識はこの家門に完全に収束するものではなかった。戦士階級には女性から見ての上昇婚への志向があり、婚姻は階層を越えて結ばれることが多かった。そしてこの階級の個々人は自分を中心とし男系、女系を含んで横に広がる親族関係を意識し、しばしばその意識に基づいて行動した。個人の先祖が言及される時も、出自家門の祖のみならず、こうした親族関係における最も高貴な祖先がそれなりの意味を持った。こうした親族意識は、階層差を越えるような階級意識の形成を促進した一要素であるといえよう。

次にフランスとドイツにおける貴族身分形成の諸条件を概観する。フランスの戦士的領主階級は12世紀後半には新たな変動を経験した。まず国王や諸侯の広域的支配権が強まり、城主たちはしだいにその自立性を失っていく。以前の軍事的権限に基づく一円的罰令権や課税権は単なる経済的利権と化して細分化されていく。他方で流通経済の発展はかつてさまざまな職能集団を抱え込んでいた大領主たちの「家」の解体を促し、そこを出た家中戦士は封土を得て小領主となっていく。彼らもより上の階層と同様に、土地財産の大部分を男系単系の系族で世襲するようになる。もちろん領主たちの財産規模には依然として大きな差があるが、領主としてのありかたには共通性も出てくる。そして彼らは皆、封建制度の下で王侯に家臣(vassal)として緊密に従属しつつ、連帯意識を育むようになる。

彼らはまた、成長著しい都市の有力者を脅威と感じこれに対抗しようとした。その時彼らは 戦士としての徳目、つまり「騎士道」を自分たちに固有のものとして鼓吹するようになる。こ うして「貴族性」と「優れた騎士であること」はしだいに一体化していく。優れた騎士は魂の 貴族性を持つのであるが、そうした魂の貴族性は騎士の家系の人間に特有のものである、とい うわけだ。ふたたび証書類の肩書きに戻れば、12世紀末ごろから、戦士的領主階級の全員が 「殿」とも「騎士」とも呼ばれるということになる。13世紀はこうした観念の上に立って、地 方慣習法レベルで貴族の身分規定が成立していく。一般的には騎士を先祖に持つ(この場合は 多くの地方で先祖を男系に限定する)者が「貴族」として特別の法的地位を得ることになる。 もちろん貴族集団は閉じたものではなく、王侯による騎士叙任や暗黙の「潜り込み」によって 都市民、農民からの参入が続いていた。

ドイツでは、「家人」たちが12世紀以降、大領主の「家」から自立してしだいに土地財産を安定的に保有するようになり、諸侯の家臣として自由身分の領主たちと肩を並べるようになっていった。またその子弟で教会人となった者も顕職に就くようになった。騎士道文化も彼らと自由身分の領主の間で共有された。こういう状況で、13世紀ごろから上層家人は「騎士」とも「貴族」とも呼ばれるようになる。しかし自由人戦士としての「貴族」がまだ残存していた地方では、13世紀においても彼らと家人との間には壁があり続けた。戦士的領主階級の「貴族」としての法的、社会的一体化がほとんどの地域で進むことになるには14世紀を待たねばならない。

現在まで明らかにされた史実から言えば、戦士的領主階級の身分的一体化を11世紀に求めたマルク・ブロックの見解は修正が必要であり、ヴェルナーの見解のほうが現実に即している。ただし中世後期の貴族身分の形成に騎士理念、騎士制度が大きな役割を果たしたというブロックの見方は今日も支持される。12,13世紀において、政治と社会の変化に規定されて戦士的領主階級の一体化と貴族身分形成が同時進行するのであるが、その際に騎士理念・騎士制度が触媒のような機能を持ったと言えるだろう。

中世末期には、王侯による課税の発達によって、貴族と非貴族の分界線にはいっそうの鮮明さが求められることになる。西欧における国王課税はもともと軍役代納金としての性格を持っていた。大陸の戦士的領主層は、自ら軍役を果たすという理由で、税の減免の原則を勝ち取ったのである。ただし貴族は税が減免されるという原則が確立しても、誰が貴族であるかはさほど自明のことではない。減免を得ようとするものは自分が貴族であることを証明することに努め、税負担を求める役人はその証明を吟味することになる。こうして貴族身分の法的枠組みはより厳格なものとなる。

しかし実際には貴族であることの証明や反証は、問題となる人物の先祖の生活様式に対する人びとの記憶に基づいて行われたのであり、いわば法原則に対する事実の優位が見られた。法的に言えば所領取得、貴族的生活様式や貴族との通婚は、非貴族の家系を貴族のそれにするわけではない。しかしこうした事実はその家系が貴族であったという推定を導き易いのである。こうして貴族と非貴族の間には曖昧なグレーゾーンがあり続け、非貴族がこのゾーンを通過して貴族身分へ潜り込むことも可能であった。逆に貧窮化した貴族家系は、貴族的生活様式を失うことで本来の身分を証明する手段を失う可能性があった。

他方で国王や諸侯が文書や儀式を通じて非貴族に貴族身分を与える「貴族叙任」もひろく行われた。これは法的には明瞭な手続きであるが、これによる被叙任者は既存の貴族社会ではなかなか威信を発揮することができなかった。非貴族であった前歴がこれによってむしろ明確にされるからである。戦士的領主層の後裔こそが真性の貴族という観念は根強いものがあったのである。いずれにせよ貴族身分は決して閉じたものとはならなかった。

ちなみにイングランドでは戦士的領主階級に対する王税の減免原則は存在せず、この階級を

継承するような貴族身分は形成されない。国王の大封臣と高位聖職者は「貴族院」に結集して特権的な政治的地位を確保した。その他の戦士的領主層は庶民身分の「貴紳」として州の自治を担った。

中世末期から16世紀には、大貴族のかなりの部分が王国や領邦の首都に館を構えて長期間をここで過ごすようになる。その結果、君主を中心とする宮廷貴族の集団が形成される。これと同時に文官貴族の集団が生まれてくる。上級の文官官職に就いた者には貴族と同様の特権が与えられたし、貴族叙任が行われることも多かった。そしてフランスでは15世紀の末から16世紀にかけて、上級の官僚に条件付きの貴族身分が与えられるようになる。これが「法服貴族」である。こうして戦士的領主階級の伝統をひく「武門貴族」に文官貴族が対峙し、頂点に宮廷貴族が位置する近世貴族社会が生まれてくる。ここにおいては日本の「公家」社会と対比できるような状況も部分的には出現する。ただし、文官貴族もその子弟の一部を軍人としたように、戦士的領主としての伝統は最後まで西欧の貴族を支配するであろう。

[関連文献]

- B.Arnold, German Knighthood, 1050-1300, 1985.
- M.Bloch, La société féodale, 1939-40,堀米庸三監訳『封建社会』岩波書店、1995。
- C.B.Bouchard, The Origins of the French Nobility: A Reassessment, American Historical Review, 86(1981), 501-532.
- G.Duby, Hommes et structures de Moyen Age, 1973.
- J-P.Poly et E.Bournazel, La mutation féodale. X-XIIe siécles, 1980.
- K.Schmid, Zur Problematik von Familie, Sippe und Geschlecht; Haus und Dynastie beim mittelalterichen Adel, Zeitschrift fuer die Geschichte des Oberrheins, cv, 1957, 1-62
- K.F.Werner, [Adel] beim Lexikon des Mittelalters, T.1, 1986.
- Id., Untersuchungen zur Fruehzeit des franzoesischen Fuerstentums (9-10 Jahrhundert), Die Welt als Geschichte, 18, 1958, 256-289; 19, 1959, 146-193, 20, 1960, 87-119.
- Id., Structures politiques du monde franc (VIe-XII siècles), 1979.
- 江川 温「見よ、この種にしてこの草あり-12世紀北仏貴族の親族・祖先意識-」、前川和也編『家族・世帯・家門-工業化以前の世界から-』ミネルヴァ書房、1993、125-148。
- 同 「貴族・家人・騎士」、江川温・服部良久編『西欧中世史(中)』ミネルヴァ書房、1995、103・127。
- 同 「商業デロジアンス規範の生成」、前川和也編『ステイタスと職業』ミネルヴァ書房、1997、135-155。